

水道メーター器交換にご協力ください

水道メーター器の使用有効期間は、計量法に基づき8年間と定められています。この検定期間が満了するものは、町が委託した須恵町水道事業指定店を通して、交換工事を行なっています。

今回、平成11年に設置したメーター器を今月下旬から順次交換いたしますので、ご協力をお願いいたします。

▼交換時のお願い

- 交換作業は施工許可書を携帯した担当者が訪れ、細心の注意をはらって行いますが、まれに空気が入ることがあります。

ます。蛇口をあけて、水道管内の空気を排出してください。

- メーターボックス上の自動車などは、交換作業時に移動していただく場合があります。
- お留守の場合でも交換させていただきます。

この交換工事で、代金をいただくことはありません。

▼問合せ先
役場上下水道課
☎932・1151

テントなど購入、ご活用ください

町では、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業を受けて、各小学校区のコミュニティにテント3張とイス13脚、また、これを収納する物置を購入しました。

この備品は、社会教育課を窓口として貸し出しを行います。校区コミュニティや公民館活動に大いに活用ください。

▼問合せ先
役場社会教育課
☎934・0030



職員人事

7月1日付で、職員の人事異動が次のとおり行われました。
▽総務課 黒川 忠敬 (新規採用)

下水道 きれいな未来つくる道 - 2006 下水道展 -

毎年9月10日は「全国下水道促進デー」です。福岡県と須恵町を含む多々良川流域関連6町では、安全で快適な住環境を実現し、河川などの水質汚濁を防止するために、必要不可欠な公共施設である下水道について、理解と関心を深めていただくことを目的に下水道展を開催します。

お誘い合わせのうえ、多数のご来場をお待ちしています。

- 日時 9月10日(日) 10:00～15:00
- 会場 多々良川浄化センター
＜処理場一般公開＞
- 内容 ・下水道処理場施設見学・下水道ビデオ上映・お楽しみコーナー(ヨーヨーつり・ボールすくい・アメのすくい取り・風船・フライドポテト・かき氷・コンポスト(肥料))
・お一人につき1回(1個)限りです。
・数に限りがありますので、品切れの際はご了承ください。
・飲み物のサービスは充分整っていませんので、なるべく水筒などをご持参ください。
- その他
・ミニS L試乗ができます。
・小学生以下は、必ず保護者同伴でお越しください。
・悪天候の場合は、開催を中止することがあります。

多々良川浄化センター位置図



- 問合せ先 多々良川浄化センター
☎939-3413

ニューカッスル病にご注意ください!



ニューカッスル病は、ウイルスによって起こる鳥類の伝染病です。死亡率が高く、鳥インフルエンザとともに法定伝染病に指定されて、養鶏業界で恐れられています。このため、養鶏場ではワクチンを接種して予防に努めています。多くの愛玩鶏や少羽数採卵鶏では、ワクチンを投与されていません。

今年3月には筑前町、5月には小郡市と朝倉市の愛玩鶏などで相次いで発生しています。

ニューカッスル病の症状

- 感染した鶏は、次のような症状を示します。
- ・元気がなくなり、うずくまる。
 - ・呼吸器症状(せき、ゴロゴロ、グシグシという呼吸)
 - ・神経症状(首を曲げたままにしている、羽が垂れる、うまく立てない)

- ・血が混ざった緑色の下痢
- ・何羽も連続して死亡する

発生した場合の措置

病気の拡大を防ぐため、鶏をすべて殺処分し、鶏舎を消毒します。また、近隣の養鶏場の卵や鶏が出荷停止になることもあり、養鶏業者に多大な経済的被害をおよぼします。

▼大切な鶏を守るには
ワクチンを投与する

適切なワクチン投与で、本病の発生を防ぐことができます。

・野鳥と接触させない
鶏小屋にスズメが通れない程度の網を張り、野鳥から鶏やエサ、水を守ります。

・鶏舎を消毒する
鶏舎の周囲に消石灰をまき、鶏舎には消毒薬を噴霧します。薬局で入手できる消毒薬は



ワクチンについて

「商品名: オスバンS(成分: 塩化ベンザルコニウム)」です。適正に薄めて使用してください。

家庭で簡単に投与できるのは、生ワクチンを水に溶かして鶏に飲ませる方法です。生ワクチンの効果は短いため、定期的継続して投与することが必要です(3か月に1回程度)。

ワクチンを投与しても、卵や肉に悪影響はなく、肉や卵を人が食べても安全です。

卵を採ることが目的の場合には、専門業者から大うす(卵を産み始める直前の鶏)を購入することを勧めます。専門業者では、オイルワクチンという免疫持続効果が非常に長いワクチンを注射しています。

▼問合せ先
福岡県中央家畜保健衛生所防疫課
☎581・0325

農薬散布の時はまわりの農作物にご注意を!

ゴキブリ、ハエ、ダニ剤なども!
家庭で農薬などの薬剤を使用する場合も、まわりの農作物に注意をお願いします。

食品衛生法が改正され、平成18年5月29日からすべての食品に残留農薬などの基準値が設定されています(この制度をポジティブリスト制度といいます)。

食品衛生法による食品検査で、この基準値を超えた農薬などが検出されると、その食品は販売禁止などの措置がとられ、農薬などの薬剤を使用した人は責任を問われる可能性があります。

そのため、各家庭でも農薬成分が入った薬剤を使用する場合は、周りの農作物にかからないように注意をお願いします。

